

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本事業で運搬・展示・撤去作業を行うのは、脆弱な日本古美術品であり、専用車両・スタッフによる美術輸送で実施するものとする。</p> <p>美術輸送は、荷室にエアサスペンションや空調、施錠機能を備え、荷室に固定具や緩衝材を設置した美術専用車両（美専車）を用いて、日本博物館協会の認定した美術品梱包輸送技能取得士の有資格者等を含む専用スタッフによって行われる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本件は公益財団法人徳川黎明会・徳川美術館から所蔵品を借用して実施する岐阜県博物館令和8年度春季特別展に係る輸送・展示・撤収業務であり、所蔵者である徳川美術館から、通常、同館が展覧会業務を委託している日本通運の美術輸送専用スタッフに委託するよう指示があるため。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。